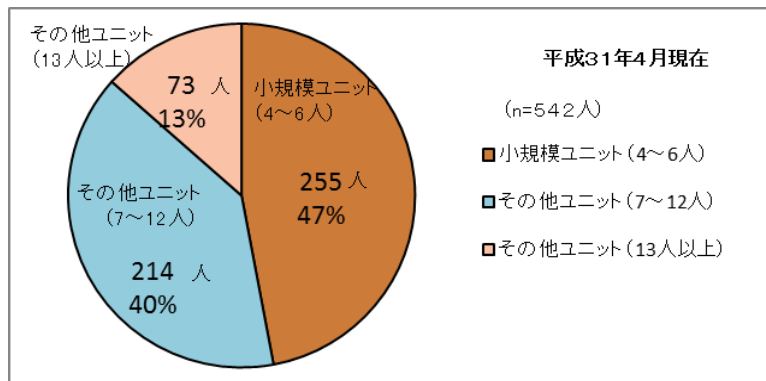
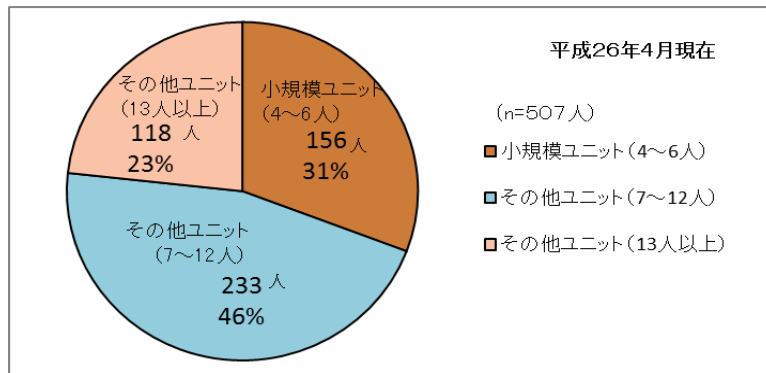


●小規模化の状況

平成31年度4月現在で、小規模ユニット(4~6人)は47%となっており、平成26年4月現在と比較して、小規模化が進んでいる。



資料: 福祉保健局調査

*小規模化の乳児院における基準

人数: 4人以上6人以下

設備: 居室、寝室、ほふく室等、浴室、便所等

居室床面積: 1人当たり2.47㎡以上

職員配置: 専任の職員として各グループに児童指導員又は保育士1名及び管理宿直等職員を加配

国の小規模グループケアの指定条件: 6か所まで(3か所以上指定する場合は本体施設の敷地内で行う小規模グループケアの定員の合計を35人以下とする計画を策定するなどの条件がある。

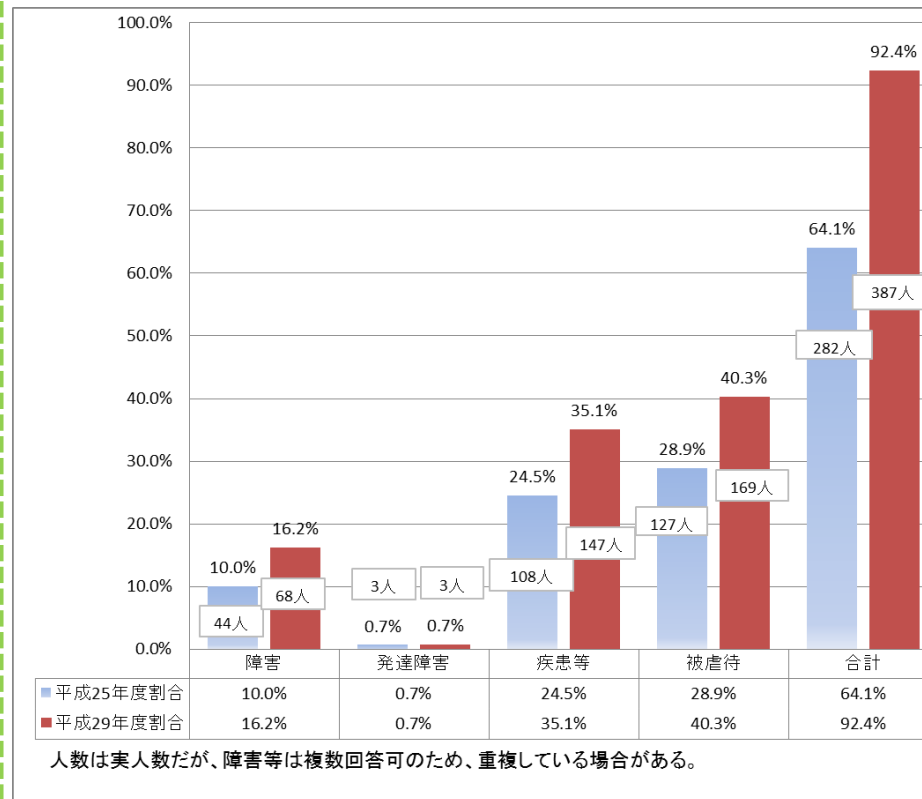
*上記の小規模ユニット(4~6人)は、国の小規模グループケアの指定ユニット、乳児院の家庭養育推進事業の個別ケアユニット、人数、設備居室床面積の要件を満たしているユニット数である。

●乳児院在籍児童の障害等の状況

乳児院に在籍している児童のうち障害等の状況は、対象実人員が減少しているが、割合は高くなっている。

各年度3月1日現在

	障害	発達障害	疾患等	被虐待	在席児童数
平成25年度人数	44	3	108	127	440
平成29年度人数	68	3	147	169	419



資料: 社会的養護現況調査(国)